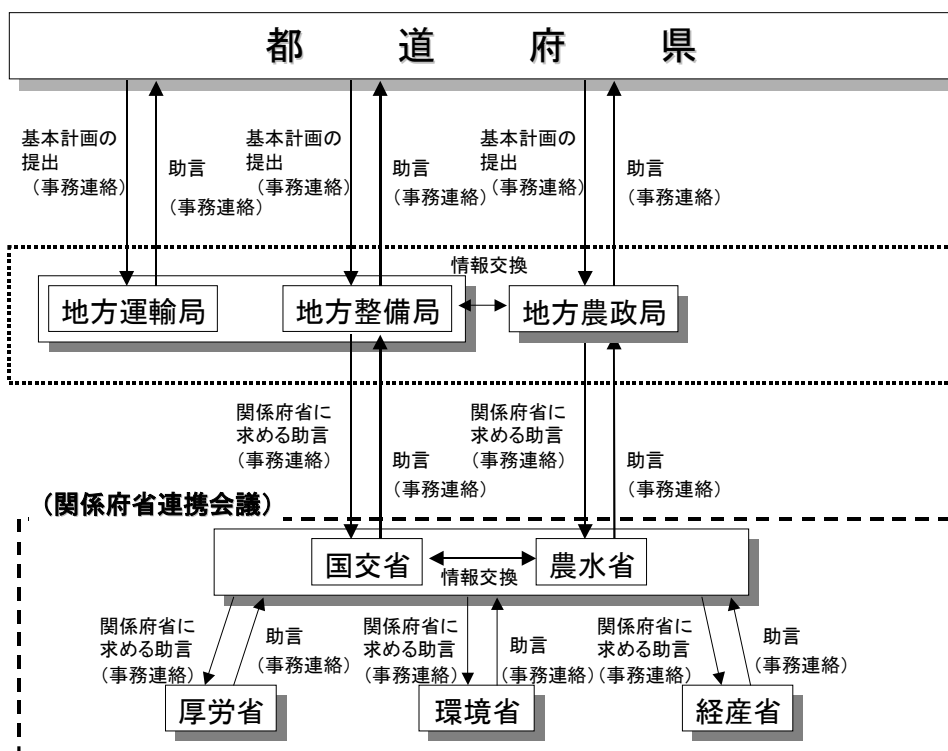


関係府省との助言・勧告の具体的な方法について

- ① 計画作成者（市町村長、都道府県知事）が助言等を求める場合には、農林水産省、国土交通省の地方支分部局（地方農政局、地方整備局、地方運輸局）等に事務連絡で基本計画（案）を提出。（2省以外に助言等を求める場合は都道府県の担当部長から上記の地方農政局担当部長、地方整備局担当部長等（注）あての事務連絡に助言を求める旨記入）
- ② 農水省、国交省の両省以外にも助言等を求めている場合、地方農政局と地方整備局等は、相互に助言等を求められている内容について情報交換をした上で、それぞれ農水と国交本省に関係府省に対して助言等を求める旨を事務連絡で通知する。
- ③ 通知を受けた農水と国交本省は、相互に連携した上で、関係府省に助言等を求める旨を農水、国交省連名の事務連絡で通知する。
- ④ 通知を受けた関係府省は、助言等を行い、助言内容は関係府省から農水本省、国交本省（提出先は農水本省）へ事務連絡で通知する。
通知を受けた内容は農水本省と国交本省で相互に情報交換した上で、それぞれ地方農政局と地方整備局等に事務連絡で通知する。
- ⑤ 助言等を求められた関係府省は、物理的・有機的な連携が必要な場合には、必要に応じて関係府省連携会議（幹事会）を開催して、助言等をする。
- ⑥ 農水省、国交省は、調整された助言等を地方農政局、地方整備局、地方運輸局等から計画作成者に送付。（関係府省の助言等については、地方農政局、地方整備局等を経由して計画作成者へ送付）



（注） 沖縄総合事務局では、
 地方農政局では、
 地方整備局では、
 地方運輸局では、
 北海道開発局では、

開発建設部長、農林水産部長
 農村計画部長
 企画部長
 企画部長
 開発監理部開発調整課長